

寒川町告示第 72 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、寒川町財務規則（昭和 40 年寒川町規則第 1 号）第 57 条の 3 第 3 項の規定により告示する。

平成 30 年 6 月 20 日

寒川町長 木村 俊雄

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地
株式会社イーコンテクト
東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号
- 2 指定代理者に納付させる歳入の種類
寄附金（インターネットを利用して納付されるもの）
- 3 指定期間
平成 30 年 6 月 20 日から